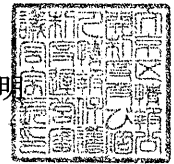


2022 文情運第 6-2 号
令和 4 年 9 月 14 日

文京区長 成 澤 廣 修 様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会 長 内 山 忠 明



令和 4 年 8 月 3 日付 2022 文総総第 635 号による令和 4 年度（情運）諮問第 2 号について、
次のとおり答申します。

答 申

1 諮問事項

予防接種法による予防接種の実施等に関する事務における重点項目評価書の第三者点検について

2 審議会の結論

本件諮問に係る特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）を適合性及び妥当性の観点から点検した結果、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価が適切に行われているものと認められる。

3 理由

(1) 適合性について

当該事務について取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数は、10 万人以上 30 万人未満となっており、取扱者数は、500 人未満である。また、評価実施機関において過去 1 年以内に、特定個人情報に関する重大事故は発生していないため、しきい値判断に誤りはなく、当該事務は、重点項目評価の対象である。

特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）の実施時期については、過去に評価を実施した事務に係る特定個人情報ファイルに対する重要な変更を加える場合、原則として当該変更を加える前に評価を再実施しなければならないが、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施については、早急に対応する必要があったことから、評価を事前に実施することが困難であったとして特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 9 条第 2 項に規定する事後の評価となったことはやむを得ないものと認められる。

なお、評価書上にセキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないと

て、評価書の全てを公表することとしている。

(2) 妥当性について

当該評価書の事務内容の記載により、事務の内容や特定個人情報の流れについて理解できるものとなっており、当該事務の実態に基づき、特定個人情報の入手、使用、保管・提供、委託及び提供・移転並びに情報提供ネットワークシステムとの接続といった特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスクを適切に特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に分かりやすく記載している。

また、その措置についても、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び区民の信頼確保という評価の目的に照らし、妥当なものと評価することができる。

したがって、「2 審議会の結論」のとおり判断する。